

(答申第 8 号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事(「以下「実施機関」という。) が不存在を理由として行った個人情報非開示決定は、妥当であると認めざるを得ない。

今後は、診療録を紛失することのないよう、適正に管理されることを実施機関に強く要請する。

第 2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成 16 年 7 月 12 日付けで、岐阜県個人情報保護条例(平成 10 年岐阜県条例第 21 号。以下「条例」という。) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、異議申立人の子(以下「本人」という。) に関する「 H 12 年 3 月の初診カルテ(入院・外来)から最終カルテ 全ての写し」の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を多治見病院の保有する本人に係る診療録と特定した上で、「外来カルテ」及び「入院診療録要約」については平成 16 年 7 月 26 日付け多病第 560 号により個人情報開示決定を、「入院カルテ」(以下「本件公文書」という。) については同日付け多病第 560 号の 2 により不存在として以下の理由を付して個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。) を行い、異議申立人に通知した。

(個人情報を開示しない理由)

紛失(管理の不備により、所定の保管場所に保管されていなかったため。)

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 16 年 8 月 16 日付けで、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、次のとおりである。

(1) なぜ本件公文書が所定の場所に保管されていなかったのか。

(2) 本件公文書が所定の場所に保管されていない場合、どこに移ってしまったのか。

(3) 紛失という事態は個人情報の漏えいにもつながりかねないものであり、単に紛失したから非開示とする決定では納得できない。

第4 実施機関の主張

実施機関が開示決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の管理方法

平成13年12月以前は、入院診療録は、患者が入院中は病棟にて管理され、患者が退院した後は、レントゲンフィルム等他の診療記録と合わせて外来診療科に引き継ぎ、主治医が退院要約を作成した後、看護師が整理を行うこととしていた。各外来診療科において、医師によって退院要約が作成された後、各診療科の保管庫で1、2年保管され、その後、各診療科に割り当てられた保管室において年次別に保管することとしていた。

保管されている診療録が診療等で必要となり、保管場所から持ち出す場合には、診療科によっては貸出簿等によるアライ管理が行われていたが、必ずしも全診療科において貸出簿等が整備されている状況ではなかった。

平成14年1月以降、県立多治見病院診療録管理規程（以下「規程」という。）を整備して診療録の管理を行っているが、これより前には、診療録の管理に関する規程は整備されていなかった。

また、本件公文書の保存期間については、医師法（昭和23年法律第201号）第24条第2項の規定により、5年と定められているが、規程では最終診療日から10年と定めている。したがって、本件公文書は、平成22年4月まで所定の場所に保管していなければならない。

2 本件公文書に係る紛失の経緯

本人は、多治見病院に平成12年3月から4月まで入院しており、当該本人が他の病院へ転院した際に、主治医が退院要約の写しを当該他の病院に提供していたことから、当該本人の退院要約が作成されていたことは確認できた。しかし、退院要約は入院診療録、外来診療録及び小児科用の保管ファイルにそれぞれとじられていなければならないが、外来診療録及び小児科用の保管ファイルにはとじられていなかった。

したがって、本件公文書は、退院要約作成後も看護師に引き継がれることなく、主治医によって保管されていた可能性が高い。

また、主治医は、平成12年10月の学会での症例報告に使用するために、本件公文書を手元に置いて作業していたが、使用後に本件公文書を所定の保管場所へ返却したかどうかについては記憶が定かではないと証言している。

3 本件公文書の検索状況及び異議申立人への対応

実施機関は、本件処分に際して、カルテ庫、レントゲン倉庫、小児科医局、主治医の実家等を検索したが発見できなかった。

本件処分後、本件公文書の存在する可能性のある診療録管理室、医療相談室等进行搜索したほか、多治見病院内の全ての部署に搜索を依頼し、会議室、事務局等病院内の全ての場所を搜索したが、発見できなかった。

異議申立人に対しては、紛失の経緯、搜索状況等について説明を行うとともに、開示請求の対象ではなかったが、本人に係る会計カードの写しを提供した。

4 再発防止等について

今回の事態を受けて、診療委員会において再発防止策の検討を行うとともに、従来は診療委員会において診療録の管理について検討を行っていたが、診療録の管理をより厳格に行うため、診療録管理委員会を設置した。

再発防止策として、以下の点について規程を見直した。

院長の許可があれば診療録の院外持ち出しを認めていたが、院外への持ち出しは法令に定めのあるときを除き禁止する。

診療録の貸出期間は2週間とし、貸出期間を延長する場合には病院長の許可を得る。

医学研究目的での利用は、原則として閲覧に限り、貸出しは認めない。

診療録は、診療業務等に使用する場合を除き、診療録管理室、外来診療科及び病棟以外では保管しない。

また、全職員に対し診療録の重要性及び取扱方法等の周知徹底を図ったところである。

さらに、県立病院に対して、診療録の管理について万全を期すとともに、診療録の紛失が発生しないための対策を講じ、これを県立病院支援課へ報告するよう通知したところである。

本件公文書のように個人の身体状況等プライバシー性の極めて高い情報が記載された文書の紛失は、あってはならないことであると認識しており、深く反省し、異議申立人に対して心からお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが発生しないよう、多治見病院だけでなく、県立病院全体で対処していく所存である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、本人が多治見病院に平成12年3月から同年4月まで入院した際に作成された診療録である。

診療録は、医師法第24条第1項の規定により作成される診療についての記録であり、医師が診療を行った場合には遅滞なく作成されなければならない。同条第2項の規定により、その病院の管理者が5年間保存しなければならない。また、多治見病院では、規程により、診療録を10年間保存することとしている。

実施機関の説明によれば、本人の入退院記録、会計カード等の記録が存在すること、及び退院要約が作成されていたことが確認されていることから、当該本人は入院しており、本件公文書は作成されたことは明らかである。

したがって、本件公文書は、平成22年4月まで実施機関が保有していなければならないものであるといえる。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、不存在を理由に非開示とした本件処分の妥当性については、以下のとおり判断する。

(1) 本件公文書の不存在について

実施機関の説明によれば、本件公文書は、規程に基づき10年間保管していなければならないものであるが、再三にわたって関係箇所を搜索したにもかかわらず発見することができなかったというものである。

当審査会としては、実施機関からの事情の聴取以外に本件公文書の存否を確認することができず、実施機関の説明からは、本件公文書の管理の不手際により紛失したと認めざるを得ない。

(2) 再発防止の対応について

当審査会の結論は以上のとおりであるが、実施機関が条例第9条第2項に規定する個人情報の適正な管理のための十分な措置を行わず、とりわけ診療録という個人情報の保護の必要性が高い公文書を紛失したことは、誠に遺憾である。個人情報の適正管理は、個人情報を取り扱う上で極めて重要であり、個人の権利利益を保護するために開示請求を権利として認めている個人情報保護制度の根幹に関わる問題といえる。

本件公文書の紛失は、実施機関の個人情報の管理体制の不備が原因であることは明らかであり、診療録が適正に管理されていれば防ぐことが可能であったと認められる。

実施機関においては、規程を改正して、診療録の院外持ち出しを禁止し、診療録の貸出期間の厳守を定める等、再発防止策を講じたところである。

当審査会としては、実施機関に強く反省を求めるとともに、今後こうした事態が起こらないよう、規程を厳格に運用することにより、診療録の適正な管理に努められることを強く要請する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審査の経過
平成16年9月6日	・ 諮問を受けた。
平成16年9月17日	・ 実施機関（県立病院支援課）から理由説明書を受領した。
平成16年10月4日	・ 異議申立人に理由説明書を送付した。
平成16年11月8日 （第20回審査会）	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	岩畑 修	(財)岐阜県暴力追放推進センター専務理事	
	金子 輝子	岐阜県商工会女性部連合会会長	
会長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	武藤 公典	(財)岐阜県広報センター顧問	
	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)